

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財務監査及び行政監査

防災危機管理局（防災危機管理局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 名	
防災危機管理局	総務課、防災企画課、想定最大規模災害対策推進課、危機対策課、地域防災課	
区役所 (千種区、西区、 昭和区、守山区)	区政部	総務課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の防災危機管理局が所管する公の施設の指定管理者及び防災危機管理局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市港防災センター	丹青社・コニックス 共同事業体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	防災企画課

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 災害対応力の強化に向けた取組が着実に実施されているか
- (2) 地域防災力の向上に向けた取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 6 年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第 4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 6 年 3 月 27 日から令和 7 年 3 月 25 日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課で処理している事務のうち、主として令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 6 年 3 月 27 日から令和 7 年 3 月 25 日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

に指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、防災危機管理局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 備品の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則によると、物品管理者は、使用中の備品（閲覧用の図書を除く。）について、財務会計総合システム上の備品台帳に登載し、常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。また、備品の使用状況について、毎年 1 回、備品台帳と現物との照合点検を行い、その結果を市長及び市会計管理者に報告することとされている。

備品台帳に登載された備品の管理状況について調査したところ、西区総務課において、令和 6 年 2 月における照合点検結果は全て「適正」との報告であったが、消防、防災器具類として登載されている次表の備品について、実査日（令和 6 年 9 月 10 日）時点で所在を確認できなかった。その後、当該備品の所在の調査を求めたところ、令和 6 年 11 月 7 日に発見された。

品目	受入年月日 (保管転換年月日)	受入区分	価格
避難所専用 換気扇付簡 易隔離部屋 プリベント ボックス	令和 3年 2月25日	寄附	165,000円

当該備品は感染症対策として区役所等に配備され、災害時の避難所において使用されるものであることから、常にその所在を明確にしておく必要がある。西区総務課においては、災害時に必要な備品が速やかに使用できるよう、名古屋市会計規則に基づき、備品の管理及び毎年の照合点検を確実に実施されたい。

(西区総務課)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、指定管理者及び防災危機管理局に対する指摘について、それぞれ必要な措置が既に講じられたため、その内容を記載した。

（1）貸付備品の管理について（財産管理事務）

本市では、施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けている。貸付備品の管理に関する事務取扱要項によると、指定管理者は、毎年 1 回、貸付備品の使用状況に係る検査（以下「使用状況検査」という。）を行い、その結果を本市に報告することとされている。

貸付備品の管理状況について調査したところ、使用状況検査が実施されていなかった。

（指定管理者分）

丹青社・コニックス共同事業体においては、使用状況検査を実施し、その結果を報告されたい。

（防災危機管理局関係分）

防災企画課においては、指定管理者に対し、使用状況検査を実施し、その結果を報告するよう指導徹底されたい。

なお、防災企画課においては、指定管理者から使用状況検査結果の報告を受けるとともに、指定管理者に対し使用状況検査についての指導を行っており、必要な措置が講じられた。

第6 意見

災害対策の更なる推進について

本市を含む地域では南海トラフ地震の発生が懸念されており、発生した場合には甚大な被害が想定されている。また、近年、気候変動に伴い、全国各地で風水害が激甚化・頻発化し、毎年のように豪雨による大きな被害が発生している。

こうした状況の中、本市では、令和 6年 3月に「防災の日常化による災害に強いまちづくり」を念頭に置いた新たな災害対策実施計画を策定し、災害による被害を防ぎ、迅速かつ的確に復旧・復興するための取組方針と方針ごとの災害対策事業を掲げている。

取組方針の 1つである「地域防災力の強化」では、市民や事業者等による取組を支援することとしている。この支援策の 1つとして、災害時の避難行動要支援者^(注)の円滑で迅速な避難確保のため、防災危機管理局は避難行動要支援者の個別避難計画作成モデル事業を実施しているが、令和 5年度末時点で計画作成済人数は対象者数の17.4%にとどまっている。また、地震発生時の出火防止対策に有効とされる感震ブレーカーの設置促進のために設置費用の助成を実施しているが、延焼リスクの高い主な木造住宅密集地域における設置率は令和 5年度末時点で27.6%と高いとは言えない状況である。

さらに、災害発生時に市民の命を守り被害拡大を防ぐため、「災害対応力の強化」も取組方針として掲げられている。本市のような大都市特有の課題として、大規模地震の際に公共交通機関の停止に伴う帰宅困難者への対策が挙げられ、帰宅困難者を受け入れる退避施設の確保を進めているが、収容人数は想定される帰宅困難来訪者数にまだ達していない。

これらの事業を始めとして、災害対策事業全般をより効果的に進めるためには、事業の課題を分析した上で内容を改善し、関係局と連携して取り組むことはもとより、事業者を含む市民の理解と協力が不可欠である。この点、本市では、平成12年の東海豪雨や平成23年台風第15号による豪雨などにより多大な被害が発生しているが、近年は大規模災害が発生していないことから、市民の危機意識の希薄化が懸念される。こうした中、令和 6年は、能登半島において大規模な地震や豪

雨災害が相次いで発生し、また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表され、飲料水や防災用品が一時売り切れるなど、防災に対する市民の関心が高まったことがうかがえる。防災危機管理局においては、市民の防災意識のより一層の向上を図るため、このような関心が高まった時機のみならず、あらゆる機会を通じて戦略的かつ効果的な普及啓発に努められたい。さらに、市民の生命・財産を守るという行政の役割を果たすため、これまでの被災地支援活動で得られた知見等をいかしながら、防災・危機管理の統括局としてリーダーシップを発揮し、本市の災害対策を推進されたい。

（注）高齢者、障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

《参考資料》 監査対象の概要

名古屋市港防災センター（所在地：港区港明一丁目12番20号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：丹青社・コニックス共同事業体
- ・ 代 表 者 名 称：株式会社丹青社
- ・ 代表者所在地：東京都港区港南一丁目 2番70号
- ・ 指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・ 指 定 管 理 料：56,000千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 防災に関する相談及び指導、資料及び装置の展示、講演会、講習会等の開催に関すること
- ② センターの施設の供用に関すること
- ③ センターの施設の使用の許可に関すること
- ④ センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延べ利用者数	22,439人	42,567人	54,768人

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	56,000	管理運営費	56,068
その他	40	（人件費含む）	
収入合計	56,040	支出合計	56,068